

デイサービス契約書の事業者の責任免責条項に関する申入れ事案

デイサービス契約の事業者の責任の免責条項について、削除ないし改訂することを申入れ、申入れの趣旨に添った改訂がなされた事案

1 事案(情報提供)の概要

松田会の運営するデイサービス事業所の契約において、下記のような事業者の損害賠償責任に関する免責条項がある旨情報提供があった。

当該条項は、規定する事由がありこれに起因して損害が発生した場合には、事業者には何らかの故意過失があった場合や施設に瑕疵があった場合でも事業者が損害賠償責任を免れるとする（文言上そのように解釈せざるを得ない）ものであり、事業者の債務不履行・不法行為責任の全部免除する条項を無効とする消費者契約法8条1項1号、3号に違反すると判断されたため、平成27年9月25日付で、条項の削除ないし同法に違反しないことが明確になるよう改訂するよう申し入れた。

記

以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- 一 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合
- 二 利用者が、サービスの実施にあたって必要な事項の確認等に対して、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合
- 三 (略)
- 四 (略)

2 結論(成果、終了日、終了内容、法令上の根拠等)

当方からの申入れの趣旨を踏まえ、平成28年3月31日下記（下線部分）のように改訂する旨回答があり、各号記載の事由があっても事業者には故意過失等がある場合には免責されないことが明確な規定となったと判断されるため、申入れを終了した。

記

次の各号に該当する場合その他利用者様の責に帰すべき事由のみによって利用者に生じた損害については、事業者は損害賠償責任を負いません。

- 一～四 (略)